



答申第7号
平成9年12月19日

大阪府知事 山田 勇 様

大阪府環境審議
会長 矢 吹



環境影響評価制度の在り方について（答申）

平成9年6月20日付け環境第146号で諮問のあった標記について、別添のとおり答
申します。

大阪府の環境影響評価制度の
在り方について

(答申)

平成9年12月

大阪府環境審議会

はじめに

環境影響評価は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業の実施に先立って、その影響を調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき適正な配慮を行うためのものであり、環境の保全と創造を図るうえで重要かつ有効な手段であります。大阪府では、昭和59年に大阪府環境影響評価要綱を制定し、これまで府域の環境保全に一定の成果を上げるとともに制度として定着をみているところであります。

しかしながら、本制度をより充実させるため、平成5年12月に大阪府環境審議会の前身である大阪府公害対策審議会から知事に対して手続き面、制度面を含め諸課題を検討するよう指摘がなされ、府において種々検討されてきたところであります。この間、大阪府環境基本条例の制定（平成6年3月）、大阪府行政手続条例の制定（平成7年3月）、環境影響評価法の制定（平成9年6月）など環境影響評価制度に密接に係わる新たな状況が生じてきており、適切な対応が求められているところであります。

このような背景のもとに、大阪府環境審議会では、平成9年6月20日大阪府知事から「環境影響評価制度の在り方について」の諮問を受け、環境影響評価制度専門委員会（委員長 近藤雅臣大阪大学名誉教授）を設置し検討を進めてきた。審議会は、平成9年9月11日に「中間まとめ」を公表し、府民の方々から広く意見を募集したところ、「審議会での意見発表17件」「書面による意見20件」計37件の意見が寄せられ、これらの意見を参考にさらに検討を加えた結果、本答申を作成したものであります。

本答申は、府の環境影響評価制度について、新たな制度が備えるべき基本原則を明らかにしたものであり、府においては、環境影響評価に係る制度を一層充実させるために、本答申に則して、速やかに環境影響評価の条例化を図られたい。

平成9年12月19日

大阪府環境審議会

会長 矢吹 萬壽

目 次

I	制度をとりまく状況	1
1	現状	1
	(1) 現制度の制定と改正の経緯	1
	(2) 現制度の運用状況	1
2	制度検討の背景	2
II	今後の制度の在り方	4
1	検討に当たっての基本的な考え方	4
2	制度の目的及び形式	4
	(1) 制度の目的	4
	(2) 制度の形式	5
3	対象事業	5
4	評価項目	6
	(1) 評価項目の内容	6
	(2) 評価項目の選定	7
5	早い段階での環境影響評価	7
	(1) 環境影響評価の開始時期	7
	(2) 上位計画における環境配慮	8
6	総合的な環境影響評価	8
	(1) 代替案	8
	(2) 複合影響	9
	(3) 関連事業	10
7	情報公開及び住民参加	10
	(1) 住民参加の目的	10
	(2) 住民参加	10
	(3) 情報公開	11
8	環境影響評価委員会	12
9	事後の措置	13
	(1) 環境監視	13
	(2) 事後の調査	14
	(3) 実効性の確保のための措置	14
10	その他	15
	(1) 国制度との関係	15
	(2) 市町村等との関係	15
	(3) 手続の再実施	16
	(4) 環境影響評価を支える基盤の整備	17
	参考資料	21～54

I 制度をとりまく状況

1 現状

(1) 現制度の制定と改正の経緯

- 府の環境影響評価は、昭和59年2月に制定した「大阪府環境影響評価要綱（昭和59年大阪府公告第9号）」（以下「府要綱」という。）に基づき実施されている。
- 昭和59年4月には、実施細則及び技術指針を制定している。
- その後、平成2年4月に要綱を改正して対象事業にレクリエーション施設及び陸上ヘリポートを追加し、平成5年4月に技術指針を改正して廃棄物に関する計画の記載を追加し、平成8年6月に要綱を改正して電気事業法改正による中規模発電施設を対象に加えるなど、制度の充実を図ってきた。
また、平成6年3月には、「大阪府環境基本条例（平成6年大阪府条例第5号）」（以下「環境基本条例」という。）が制定され、その中に環境影響評価の根拠が位置付けられた。
- また、適切な環境影響評価が実施されるよう、技術指針のほか廃棄物、自然環境等の調査・予測・評価に関する技術マニュアルが順次作成されてきた。

(2) 現制度の運用状況

- 府要綱での実施件数は、関西国際空港の建設事業等49件（平成9年11月末現在）であり、府域の環境保全に一定の成果をあげるとともに、制度として定着をみている。
- なお、府要綱では、知事意見を形成するために、必要に応じ環境影響評価

委員会（以下「評価委員会」という。）に意見を求めるとなっているが、これまでの実績は、すべての案件について意見を求めている。また、事後の環境監視に関しては、府要綱に規定はないが、必要に応じ知事意見で指摘し、事業者はこれに対する見解を環境影響評価書（以下「評価書」という。）に記載し、これに基づき調査を実施するなど、規定以上の対応がとられている。

2 制度検討の背景

○ 平成5年12月、大阪府公害対策審議会が「環境保全条例のあり方について」答申したが、この中で環境影響評価に関しては、「早い段階での環境影響評価、情報の公開や住民参加の在り方、評価委員会の重視、さらには監視を含めた事後の措置、計画段階での環境影響評価、代替案の検討を含めた総合的な環境影響評価などについて、手続面・制度面からも検討していくことが必要である。」と指摘し、さらに「条例化に向けて検討を進めていくことが必要である。」と指摘した。

○ 平成6年3月に制定された環境基本条例では、環境の範囲を広くとらえ、「すべての人の協働により環境に優先的に配慮」、「良好で快適な環境を享受することは府民の基本的な権利」、「人のこころがかよいあう豊かな環境の保全と創造」を基本理念としている。

この中で、環境影響評価が豊かな環境の保全及び創造に関する重要な基本的施策として位置付けられ、環境影響評価の実施のための措置として第11条第1項に「府は、土地の形状の変更、工作物の設置等の事業を行う事業者が、その事業の実施に伴う環境への影響についてあらかじめ適正に調査、予

測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正な配慮を行うようにするため、必要な措置を講ずるものとする。」と規定され、同第2項に「知事は、豊かな環境の保全及び創造を図る見地から必要があると認めるときは、前項の事業者に対して必要な指導又は助言を行うことができる。」と規定された。

- また、平成8年3月には、環境基本条例の規定に基づき「大阪府環境総合計画」が策定され、ここでも、環境影響評価制度を豊かな環境の保全と創造を図るうえで重要かつ有効な手段と位置付け、条例化に向けて手続面、制度面からの検討を進めるとしている。
- 平成7年3月に制定された「大阪府行政手続条例」では、「行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって府民の権利利益の保護に資することを目的とする。」としており、環境影響評価制度もその趣旨に沿って改正することが必要となった。
- 平成9年6月13日には「環境影響評価法（平成9年法律第81号）」が公布され、第60条には法律と条例との関係、第61条には地方公共団体の施策におけるこの法律の趣旨の尊重が規定され、府の制度と国の制度との整合を図ることが必要となった。

Ⅱ 今後の制度の在り方

1 検討に当たっての基本的な考え方

- 府要綱は、早い段階からの環境影響評価の実施を求めていること、環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全対策について配慮されていることを評価の指針としていることなど、環境影響評価に関して全国的にも先導的役割を担ってきたことから、今後の制度を考えるに当たっては現在の府要綱の運用面を含めた内容を維持することはもとより、さらに充実させることが基本である。
- また、新制度は環境基本条例に根拠をおいた制度であること、環境基本条例に基づき環境の範囲を幅広くとらえること、行政手続条例に規定された行政運営における公正の確保と透明性を図ること、環境影響評価法の制定に伴い法律との整合を図ることを基本として、大阪府公害対策審議会から指摘のあった課題を中心に充実を図るべきである。

2 制度の目的及び形式

(1) 制度の目的

- 環境影響評価制度は、環境基本条例の理念にのっとり事業の実施に伴う環境への影響についてあらかじめ適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正な配慮が行われるようにすることを目的とし、住民の参加、知事や市町村長の関与等の手続その他所要の事項を定めた制度である。

(2) 制度の形式

- 環境影響評価制度は、事業者、府民、知事、市町村長等の広範な関係者の役割を規定する必要があること、環境影響評価の実施の実効性をより一層担保する必要があること、行政手続条例の制定により行政運営における公正の確保と透明性の向上が求められるようになったこと、さらに国が法律による制度とし、地方との関係について新たな規定を設けたことを踏まえて、条例による制度とすることが適当である。

3 対象事業

- 府要綱においては、道路、ダムの建設等17種類の事業を環境影響評価の対象とし、これらの大半については一定規模で裾切りしている。また、これらと同程度に環境影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が認めた事業も対象としている。
- 新制度においては、府域の環境の保全と創造を図る観点から、地球環境、生態系の多様性の確保等の新たな課題への対応、これまでの制度運用の実績、地域の環境の特性を踏まえたうえで、対象事業の種類、規模を拡大し、基本的には限定列挙することが適当である。
- しかしながら、対象事業以外の事業であっても、その事業単独又は他の事業との重合によって、対象事業と同程度に環境影響を及ぼすおそれが生じることもあることから、このような事業についても環境影響評価を実施することが可能な制度とすることが必要である。

4 評価項目

(1) 評価項目の内容

- 府要綱では、生活環境（公害に係るもの、日照阻害、電波障害）、自然環境（気象、地象、水象、動物、植物、レクリエーション、自然景観）及び歴史的文化的環境（歴史的・文化的景観、文化財）を評価項目としている。また、廃棄物については、廃棄物に関する計画として環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に記載することを求めている。
- 環境基本条例の制定により、府民が健康で豊かな生活を享受できる社会を実現すること、自然と共生する豊かな環境を創造すること、文化と伝統の香り高い環境を創造すること、地球環境保全に資する環境に優しい社会を創造することが求められるようになったことを踏まえ、地球環境、生態系の多様性等を含めた環境基本条例が対象とする環境を評価の対象とすることが適当である。
- なお、住民の関心の大きい安全に関しては、防災等の別の体系で対応されるものであるが、環境との関わりという観点から取り扱われることが望ましい。
- 各評価項目ごとの調査・予測・評価方法に係る基本的事項については、科学的かつ適正に実施できるようこれまでの手法を基本に、生態系、文化財などは周囲の構成要素を含めて保全や共生する考え方を導入するなど、幅広くとらえることが必要である。

(2) 評価項目の選定

- 府要綱では、事業者が事業の内容を基に評価項目を選定することとなっており、知事はこれに対して環境影響評価実施計画書（以下「実施計画書」という。）の段階から指導・助言を行っており、知事により実質的にスコーピング（評価項目の絞り込み）がなされているものと考えられる。
- さらに、新制度では、実施計画書の段階から広範な情報を得るために情報公開や住民参加等の手続を加えることが適当である。また、個別事業ごとに実施計画書の段階で行うスコーピングに際して、原則として評価委員会の意見を聴く仕組みとすることが適当である。

5 早い段階での環境影響評価

(1) 環境影響評価の開始時期

- 府要綱では、事業計画の内容がある程度固まり環境影響評価に係る調査を開始する前に、実施計画書の提出を求め、知事が必要な助言を行うとともに、必要な資料の提供その他の協力を行うこととなっており、比較的早い段階から環境情報の収集等がなされ、環境保全に適正な配慮が行われる制度となっている。
- 新制度では、これに加えて地域の環境情報は広く住民の中にも散在していることから、実施計画書の段階から住民参加の手続を導入し早い段階での環境影響評価を充実することが適当である。具体的には、実施計画書についても公告・縦覧を行い、住民の有する環境情報や意見、及び関係する市町村長の意見を把握し、これに対する事業者の見解を明らかにすることにより、環境影響評価に適切に反映させる手続とすることが適当である。

(2) 上位計画における環境配慮

- 個別の事業計画の策定の前に、上位計画として基本構想や基本計画がとりまとめられることが一般的であることから、この段階から環境への配慮を検討し、計画に反映させることは重要である。
- 港湾計画は、上位計画に位置付けられるが、埋立の地形を決定するなど具体的な地域の整備方策を定めるものであることから、この段階から環境配慮を行うことが適当であり、新制度において港湾計画を対象とすることが適当である。
- なお、港湾計画以外の上位計画については、計画の内容や計画の策定に至る過程がそれぞれ異なり、検討を要する事項が多いことから、環境配慮をするための手続の在り方については、引き続き検討が必要である。
- とりわけ、府は、環境基本条例第8条において、府の施策策定に当たり環境の保全と創造を図る見地から環境に十分配慮することとしており、上位計画における環境配慮の仕組みの構築に向けて、積極的に取り組んでいくことが望まれる。

6 総合的な環境影響評価

(1) 代替案

- 府要綱では、技術指針で、代替案を検討した場合には、その概要等参考となる事項を準備書に記載することとしているが、これまでに代替案が具体的に記載されたことはほとんどない。
- 代替案を検討することは、環境影響をできる限り回避し、低減させるため

の有効な一つの手段である。このため、事業者は事業計画の構築に当たって事業実施場所、事業規模、環境保全対策等の内容についてできるだけ積極的に代替案を検討し、計画案に至った検討の経緯を実施計画書の段階から記載することが適当である。

(2) 複合影響

- 複数の事業が同時期に近接して実施される場合、個々の事業による環境影響の予測・評価のみならず、それぞれの環境影響を項目ごとに重ね合わせて複合影響を予測・評価することが的確な環境影響評価を行うためには必要である。
- 府では、これまでも個別の事業の手続の中で、当該事業による影響だけでなく複合影響や累積的影響に関する審査が実施されてきたが、今後は、複合影響等の予測・評価を制度に位置づけて、その内容が準備書に記載される必要がある。
- これらの予測・評価が円滑に実施されるためには、府は各事業者に詳細なデータの提供について協力を求めるとともに、対象事業により影響が及ぶ範囲の地域の将来の環境の状態をバックグラウンドデータとして整備し、府から事業者に予測に必要なデータを適切に提供する体制を整えることが必要である。

(3) 関連事業

- 大規模事業の場合では、核となる対象事業の実施に伴い関連する事業が合わせて実施されることが多い。府要綱では、密接に関連する事業や当該事業に係る交通アクセスについても可能な限り幅広くとらえ、予測・評価の対象としている。
- このように、関連事業が合わせて実施される場合には、地域の将来の環境の状況を適切に予測・評価する観点から、対象事業だけでなく密接に関連する事業や交通アクセスも含めた予測・評価が行われる制度とする必要がある。

7 情報公開及び住民参加

(1) 住民参加の目的

- 住民参加の目的は、環境基本条例の理念にのっとり事業者、行政から住民に対して適切な情報公開が行われる中で、住民が環境保全上の意見を述べ、これに対する事業者の見解を明らかにすることにより、事業者が行う適正な環境保全上の配慮の確保に資することにあると考えられる。

(2) 住民参加

- 府要綱では、住民参加の場として、準備書及び評価書の縦覧、住民説明会への参加、準備書に対する事業者及び知事への意見の提出及び公聴会での公述が規定されている。このうち、意見を述べることができる住民の範囲は、準備書に対する事業者への意見の提出及び公聴会での公述は関係地域住民に限られているが、それ以外は地域限定をしていない。

- 今回制定された法律では、早い段階からの住民参加を確保するために、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。府要綱の実施計画書に相当。）の公告・縦覧及び住民意見の提出が新たに規定されたが、府の制度においても同様の制度とすることが適当である。
- 実施計画書、準備書及び評価書の縦覧については、関係地域の住民に広く周知が行われるように縦覧場所、縦覧時間等について標準的事項を規定するとともに、知事は関係地域に限らず準備書を閲覧できるようにすることが望ましい。
- 住民説明会については、関係地域の住民に広く周知が行われるとともに住民の疑問等に適切な対応が行われるように開催場所、開催頻度等について標準的事項を規定することが必要である。
- 公聴会については、開催を原則とすることが適当である。
- 住民が意見を述べる機会は、実施計画書段階での意見が加わることにより、準備書段階での意見及び公聴会における公述意見と合わせて3回となるが、意思疎通を円滑にする観点から、それぞれの意見に対する事業者見解を次の段階までに住民に提供することが必要である。意見を述べることができる住民の範囲は、新制度では、すべての機会において地域限定しないことが適当である。

(3) 情報公開

- 住民が事業計画を知り住民意見等を適切に形成するためには、事業内容や調査結果等に関する情報が正しく住民に伝わる必要がある。そのために、府

要綱で規定されている準備書の概要については、分かりやすさという観点からさらに工夫を加えるとともに、専門的な内容まで理解したい住民に対しては、準備書の縦覧に合わせて現地調査結果、予測調査結果等の基礎資料を閲覧できる仕組みとする必要がある。

- さらに、住民意見の形成に資するために、府が所有している環境情報や、これまでの環境影響評価実施事例等についても分かりやすく適切に整理し、環境影響評価制度に基づく図書や資料とともに閲覧場所や期間を充実させて公開する必要がある。

8 環境影響評価委員会

- 府要綱によって設置されている評価委員会は、学識経験者により構成され、科学的、客観的な立場から環境保全上の事項を検討し、知事の求めに応じ、技術指針の策定や改定、準備書についての環境保全上の見地からの専門的な事項に係る意見、その他知事が必要と認めた事項についての意見を知事に述べる極めて専門性の高い機関として位置づけられている。また、必要に応じて関係住民、事業者その他の者に意見の開陳を求めることも制度化されている。
- 今後も専門的な事項の検討の重要性は増すと考えられるので、引き続きこの立場を保ちつつ有効に機能させる必要がある。
- このため、準備書段階での知事意見の形成に当たっては、評価委員会の意見を求めることが必要であるとともに、実施計画書段階でも、原則として評価委員会の意見を求めることが必要である。また、評価委員会での検討結果

や検討に用いた資料等を評価書の公告・縦覧に合わせて閲覧できるようにすることが適当である。

- また、環境保全技術、予測技術は日進月歩の状況にあり、地球環境、生態系の多様性の確保等の予測技術など研究途上のものも多くあることから、技術指針に定める調査・予測等の方法は、評価委員会の意見を聴いて定めるとともに、予測技術開発等の進展に合わせて改定していくことが必要である。

9 事後の措置

(1) 環境監視

- 府要綱には工事中や供用後の事業の実施に伴う環境への影響を監視する事後の環境監視の規定はないが、必要に応じて、事業ごとに環境監視を知事意見で求めており、その実績から、環境監視は環境の保全に有効な手段と考えられる。
- 環境監視の実施によって、予測・評価の結果や環境保全対策の効果の確認ができ、これらの積み重ねにより予測手法の精度向上に資することが期待できることから、環境監視を制度に位置づけ、その実施等に係る報告、監視結果の報告など所要の手續を定めることが適当である。また、環境監視の結果は公開とする必要がある。
- なお、環境監視の内容は個別の事業ごとに異なるため、準備書に環境監視の調査項目、調査地点、調査期間等の基本的な計画を記載することが必要である。

(2) 事後の調査

- 府要綱では、評価書に記載された環境保全対策、知事意見等に対する事業者見解で明らかになった環境保全上の措置について、これらの実施状況に関する報告を求める制度は規定されていないが、環境保全対策等が適正に実施されていることを確認しておくことは重要であるので、環境保全対策等の実施状況を必要に応じて報告を求めている。
- 新制度では、環境保全対策等の実施の実効性を高めるために、環境保全対策等の実施状況について報告を求めるとともに、必要に応じ調査するなど所要の手続を定めることが適当である。

(3) 実効性の確保のための措置

- 府要綱では、環境配慮が確実に行われるようにするために、知事が許認可等の権限を有するとき、及び有する者に対し意見を述べることができるときは、評価書の内容等について配慮し、それ以外の場合には許認可等の権限を有する者に評価書の内容等について配慮するよう要請することとされている。
また、手続の実施、事業実施の制限又は事業内容変更時の手続の再実施に違反した場合には知事が勧告、公表する規定を定めている。
- 新制度では、環境保全への配慮の実効性を確保するために、府要綱が規定している措置に加え、事業の実施後に正当な理由がなく評価書に記載の環境保全対策、事業者見解に基づく環境保全上の措置及び事後の環境監視の結果により必要となった環境保全対策が実施されていない場合には、事業者への勧告、公表、許認可等の権限を有する者への要請等の制度の導入を検討する必要がある。

10 その他

(1) 国制度との関係

- 新制度は法律との整合に配慮しつつ、これまでの府の実績を踏まえ、地域の特性に合わせた環境影響評価を実施していく必要がある。
- 法対象事業については、法律の手續が適用となるが、知事は、方法書、準備書等について意見を述べる等一定の関与が行える仕組みとなっている。このため、知事意見の形成に当たっては、住民参加や評価委員会の意見を求めるなど府の環境影響評価制度を可能な限り取り込み、地域の環境を守る立場から適切な知事意見を事業者に述べるのが適当である。
- また、法対象事業については、方法書、準備書及び評価書の公告・縦覧、関係地域の決定、説明会の開催及び住民意見の聴取の手續に関しては、事業者が行うこととされたので、一連の手續の中で知事は助言、協力等に積極的な役割を果たすことが必要である。

条例対象事業については、府要綱の規定と同様に関係地域の決定及び準備書等の公告・縦覧は知事が行い、住民意見の聴取は事業者と知事が行うことが適当である。

(2) 市町村等との関係

- 府内の市町村では、現在枚方市が条例、大阪市、八尾市、高槻市及び箕面市が要綱として制度化しているが、今後、各市町村において環境影響評価制度を充実していくことが考えられる。この場合、手續の重複を避ける観点から府の制度を適用させることが適当と考えられるが、市町村の制度の手續内

容、事業の規模や環境影響の範囲等を勘案して、役割分担等について行政間で十分調整を図ることが必要である。

- 知事意見の形成に当たっては、関係市町村長意見を求め、これを尊重する必要があるが、審査の期間が限定されることから、市町村長の意見形成に必要な環境情報、環境影響評価の実施事例等を提供するなど、府は適切な技術支援を行う必要がある。
- また、対象事業が隣接府県の環境に影響を及ぼすおそれがあるときは、府要綱のとおり隣接府県の知事と手続の実施について協議することが適当である。

(3) 手続の再実施

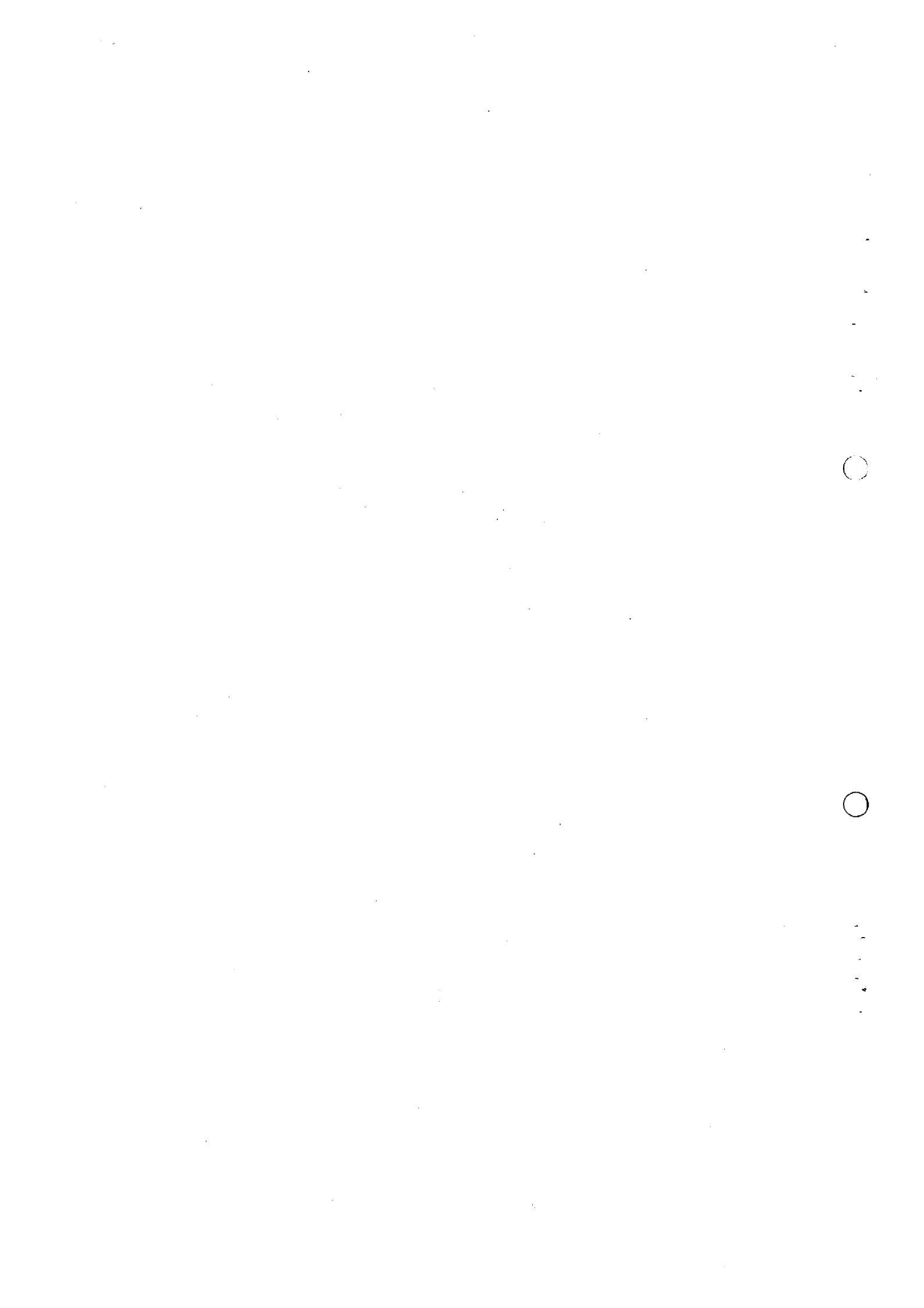
- 府要綱では、事業の内容を大幅に変更しようとするときは、評価書の公告前はもとより、評価書の公告後であっても事業の実施前であれば、知事と協議し手続の全部又は一部を再実施できる制度とされている。また、評価書の公告から5年以上経過して事業を実施しようとする場合、環境保全上の見地から手続の全部又は一部の再実施について知事と協議しなければならないとしている。
- このように、事業の内容を大幅に変更したり、事業の実施までに長期間を要した場合には、環境の状況に変化が生じ、予測・評価の前提が変わることもあるため、新制度においても、手続の全部又は一部の再実施について知事と協議する制度とすることが適当である。

(4) 環境影響評価を支える基盤の整備

- 環境影響評価を有効に機能させるためには、行政が保有する情報、事業者が事前調査や環境監視で得た情報、環境影響評価の基礎となる資料、住民が保有する地域の環境情報等を一元的に収集、公開、提供及び活用できる仕組みが必要である。
- このため、府においては環境影響評価情報センターを設置するなど、環境影響評価制度を支援する体制の整備に努めることが望まれる。
- また、情報へのアクセスを向上する観点から、インターネット等の有効活用を図ることも望まれる。
- さらに、各種の調査データは住民との情報交換や事業者の環境配慮の基礎となるものであることから、調査等に一定の技術水準を確保するなど高い信頼性や客観性が担保される仕組みを整備することが必要である。

参 考 資 料

1	大阪府の環境影響評価制度の在り方に関する意見の概要	2 1
2	府要綱の概要	3 9
	(1) 制度の制定及び充実の経緯	3 9
	(2) 対象事業	4 0
	(3) 評価項目	4 1
	(4) 手続フロー	4 2
3	府要綱に基づく実施事例	4 3
4	関係条例等の抜粋	4 4
	(1) 環境保全条例のあり方について（答申）の抜粋	4 4
	(2) 大阪府環境基本条例の抜粋	4 4
	(3) 大阪府行政手続条例の抜粋	4 5
	(4) 大阪府環境総合計画の抜粋	4 5
	(5) 環境影響評価法の抜粋	4 5
5	環境影響評価法の概要	4 6
6	環境影響評価制度の制定状況	4 9
7	諮問文	5 0
8	大阪府環境審議会委員名簿	5 1
9	大阪府環境審議会環境影響評価制度専門委員会委員名簿	5 3
10	大阪府環境審議会の開催状況	5 4



1 大阪府の環境影響評価制度の在り方に関する意見の概要

大阪府環境審議会では、平成9年6月20日に知事から「環境影響評価制度の在り方について」諮問を受け、平成9年9月11日第9回大阪府環境審議会において「中間まとめ」を作成しました。

その後、審議の参考とするため、「中間まとめ」について府民の方々から広く意見を募集し、その結果「審議会での意見発表17件」「書面による意見20件」計37件の応募がありました。

本資料は、それらの意見の概要を事務局でとりまとめたものです。

意見（番号、項）欄は

発○-△：意見発表要旨集の○番の意見発表者の意見で、△項に記載

 -△の記入がないものは、要旨には記載されていないが口述されたもの

書○-△：書面意見集の○番の書面意見で、△項に記載

発1は書1に加筆修正、発4は書7と同じことから意見（番号、項）欄への記入を省略した。

I 制度をとりまく状況

1 (2) 現制度の運用状況に関する意見

区分	意見概要	意見(番号、頁)
1-1 制度定着の評価	<p>「一定の成果、制度として定着」とは評価できない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の制度が不公正、不透明で権利、利益を侵害してきた ・すべての案件に住民は納得していない ・BGが現状と相違している ・環境負荷の犠牲の上に開発行為を促進した ・現状追認型であり、他の事業による累積的影響についての考慮等に欠けるなどの欠陥があった ・今までの実施事業について、問題点を住民参加のもとで検討することが必要 	<p>発2-16</p> <p>発5-22,23</p> <p>発6-26</p> <p>発7-27</p> <p>発14-42</p> <p>書8-44</p> <p>書19-86</p>

II 今後の制度の在り方

2 制度の目的及び形式に関する意見

区分	意見概要	意見(番号、頁)
2-1 環境権の明記	<p>環境基本条例の「良好で快適な環境を享受する権利」、自然享有権を実現するためのものであることを明確にすること。</p>	<p>発14-41</p> <p>発16-48</p> <p>書8-44</p>
2-2 条例化	<p>ルールをはっきりさせて、事業者にきっちり守らせるために条例化すべき。</p>	<p>発8-29</p> <p>書12-65</p>

3 対象事業に関する意見

区分	意見概要	意見(番号、頁)
3-1 アセス請求権	対象事業以外でも、アセスメントを請求できる権利があることを明記し、住民のアセスメント要求があった場合は、事業者のアセスの実施を勧告する、住民参加のもとにスクリーニング手続きするなど、その要求に責任を持って応える制度とすること。	発7-27 発14 書1-8,9,14 書8-44 書13-67
3-2 スクリーニング	スクリーニング手続への住民、環境保護団体等の参加を認めるべき。また、スクリーニングの判断結果、理由を公表するなどその判断の正当さを担保する手続も定めるべきである。	書1-9
3-3 ① 対象事業設定②	① 法の対象事業について条例の対象とすることを検討して欲しい。 ② 対象事業、規模については、法令の全容が明らかになった段階で、法令とのバランスをみながらその必要性の確認をした上で設定すべきである。	書1-7 書4-35
③	③ 対象事業種を法律、府要綱以上に拡大すべき。規模についても極力その限定を外すべき。	発8-29 書1-7、8 書13-67
④	④ 対象事業の選定にあたっては、環境影響評価委員会及び市町村・住民等の意見を聞く制度とすること。	書8-44
⑤	⑤ 対象事業と評価項目を幅広くとらえる上で、「柔軟に対応すること」「公害の現状・公害の生じやすさ等が考慮される必要があること」「未来の世代の負担に対して考慮すること」を明記すること。	発8-29 書8-44
⑥	⑥ 市街化区域内で実施する宅地開発、土地区画整理事業については、別途の評価制度を設け事務手続きの簡素化・効率化を図る。	書16-80
3-4 道路の拡大	・将来5km以上に計画されている道路を「コマ切れ」にし、「アセスなしで通す」のはおかしい。 ・高速走行している高速道路より、渋滞してのろのろ運転するアクセス道路の方が環境に与える影響は大である。このような矛盾が起こらぬこと。 ・高速道路のアクセス道路は、その機能から高速道路と一体のもの。全事業を対象とするべき。「4車線及び5km以上」ではなく「4車線以上もしくは5km以上」とすべき。	発7-27 発11-36 発12-37 書2-3 書15-70 書19-86
3-5 ダムの拡大	ダムは規模が小さくても対象とすべき。流域全体への影響が大きい。	発6-26

3-6 廃棄物の拡大	<p>① ・対象事業の「廃棄物処理施設」については、廃棄物の、発生・処理・処分全過程の施設にアセスが必要。</p> <p>・事業の種類についてはごみ処理施設・し尿処理施設のすべてとすること。</p> <p>・産業廃棄物処理施設については、中間処理施設・焼却施設・中継施設のすべてを対象とすること。</p> <p>・最終処分場については、一般ごみ、産業廃棄物にかかわらずすべての施設をアセスの対象とすること。</p> <p>・規模について、ごみ処理施設、し尿処理施設、産業廃棄物処理施設、最終処分場とも規模制限を設けず全てを対象とすること。</p>	発9-30,31
	<p>② ダイオキシンが公共ごみ焼却炉と同程度の高濃度で検出された小規模焼却は、環境や住民の健康にとって決して見過ごせない大きな問題。小型焼却炉及び野焼きの現状を規制する方向での制度の検討を切望する。</p>	書11-60
	<p>③ 産業廃棄物処理施設・処分施設に関しては既存のものについても対象と明記すること。</p>	発9-31
3-7 面積の拡大	<p>① $\left. \begin{matrix} 1 \\ 5 \\ 10 \end{matrix} \right\}$ ha程度の一定規模以上のものは全て対象にすべきである。</p> <p>② 身近な自然環境の保全を考える場合は、1～5ヘクタール単位で対象にしないとさみだれ式にどんどん自然環境が失われてしまう。</p> <p>③ 採石事業については、20ha以下についても環境に影響を及ぼすおそれのあるものについては適用すべき。</p>	<p>書6-38</p> <p>書10-59</p> <p>書17-82</p> <p>書6-38</p> <p>書17-82</p>
3-8 規模要件の追加	<p>造成工事による土砂の切り出し量も対象規模に入れるべき。</p>	書17-82
3-9 都市計画の扱い	<p>事業者が行政であろうが民間であろうが自然環境を改変することは同じなので、例外規定（都市計画など）を設けず、本則と同様の手続きを行う。</p>	<p>書6-38</p> <p>書12-65</p> <p>書20-89</p>

4 (1) 評価項目の内容に関する意見

区分	意見概要	意見(番号、頁)
4-1 生活環境項目	浮遊粒子状物質 (SPM) も加えるべき。低周波空気振動も対象にすべき。	発12-37 書2-22 書8-44 書14-68 書15-71
4-2 自然環境等	遺伝子、種及び自然の生態系を含む生物に多様性の確保と多様な自然環境の体系的な保全に関する項目	発6-26 書1-10 書3-30
	生態系の回復及びミチゲーションを視野に入れるべき。	発5-23
	アメニティなど生活の質に関する項目	書1-10
4-3 歴史的環境等	① 地域社会に及ぼす影響を含む社会的・文化的環境に関する項目	書1-10
	② 歴史的・文化的遺産の保全に関する項目	書1-10
	③ 景観に関する項目	書1-10
4-4 地球環境	地球環境に影響を与える温室効果ガス (CO ₂)、エネルギー、資源、廃棄物などの排出などに関する項目も評価項目に加えるべき。	書1-10 書13-67 書15-71
4-5 防災等	・交通、危険物、災害など安全に関する項目 ・対象地域の自然的社会的特性、地震や風水害などの自然災害時及び想定される人為的事故時の環境影響に関する項目を取り入れるべき。 ・活断層の危険性、地震についてのアセスを慎重に行ってほしい。	書1-10 書8-44 書13-67 書14-68 書15-71 書20-88
4-6 その他	① 評価項目は法律にあわせるべき。日照、電波障害、文化財は評価項目とすべきではない。景観など科学的な評価手法が確立されていないものは評価項目に入れるべきではない。	書4-35
	② ダイオキシンなど有害物質、O-157など微生物 (研究所立地等におけるバイオハザード対策)、放射能 (廃棄物処分場への混入対策等)、基準の設定の有無に係わらず、評価項目については、必要に応じて幅広いものとする。	書1-10 書5-36 書11-60 書20-88
	③ 事業の社会的経済的な必要性と相当性に関する項目	書1-10
	④ ・事業計画で環境などの影響を受ける住民の昼夜の人口比、年齢構成、立ち退きなどの直接影響する住民についての分析評価の記述を要望する。 ・住民の憩いの場や空間等のいわゆる身近な自然、さらに住民の存在、つまりその地域の住民数・年齢構成・立ち退き数・生活環境・文化的情緒的環境等も対象とすること。	発13-39 書8-45
	⑤ 事業者の環境憲章・環境管理システム策定状況なども、審査の対象とすること。	書20-88

4 (2) 評価項目の選定に関する意見

区分	意見概要	意見(番号、頁)
4-7 スコーピング	① スコーピングにあたっては、市町村・住民等の参加、合意を保証する仕組みとすること。	発5-23 書8-44 書19-86
	② 評価項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定については、事業者だけでなく環境影響評価委員会が関与して決定するものとする。	発6-26 書1-11
	③ 重要なものはしっかり実施するが予め影響が少ないとわかっている項目は、削除等により効率的なアセスが実施できる制度とすべき。環境項目が多岐にわたると、相当に長期の期間、多額の費用を必要とする。	発10-33 書9-48 書16-73
4-8 評価基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境影響をできるかぎり回避し低減するとの非悪化原則を明確にすべき。 ・ 評価基準に適合するかどうかだけでなく、事業の及ぼす影響を最小限にすることを評価の基本にすること。 ・ 代償措置を行う場合は、回避、低減できない理由を明らかにすること。 	発7-27 書8-44、45 書15-71
4-9 地域特性の考慮	地域の環境特性をふまえ、評価項目、調査・予測の時期・地点等を適切に設定するとともに、その根拠を明らかにすること。	書1-10 書8-44
4-10 技術指針	① 技術指針については、国が策定した指針を標準とすること。地方自治体ごとに技術水準等に格差がある現状では、その調整等に苦慮している。	書16-76
	② 予測・評価項目を技術指針に具体的に表現すべき。地球環境、生態系の多様性等、評価予測手法の確立されていない項目は、事業者が適切かつ円滑に実施できるよう評価手法を明確にすべき。	発10-32 書16-78
4-11 予測の不確実性	① 予測は不確実な要素を含んでいる。誤差を見込んだ安全率を考慮すること。基準を越えた場合の対策も示すべき。	発16-49 書2-23
	② モデルを用いる場合は、予測精度の向上や結果の信頼性の確保の観点から、現況再現を必ず行い、その内容を明らかにすること。	書8-46
	③ 定常的な環境の条件下での予測だけでなく、環境上最悪となる条件下での予測評価、騒音では最も影響の大きくなる地点(高さ)での予測評価も行うこと。	書8-44
	④ 予測等の時期は、工事中供用後を含めた影響が最も大きく現れる可能性がある時点を少なくとも対象とすること。	書8-44
4-12 BGの信頼性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府の改善計画や電気自動車の普及は現在とかけ離れ、不確実である。行政の計画による効果を見込む場合はその実現可能性を明らかにすること。少なくとも計画に達しないで悪化しているような場合にはこれをBGとして用いないこと。 ・ BGデータには、少なくともその信頼を担保するための民主的手続きと予測が誤った時の措置が組み込まれているべき。 	書2-23 書8-45、46 書15-71

5 (1) 環境影響評価の開始時期に関する意見

区分	意見概要	意見(番号、頁)
5-1 変更・中止可能	変更・廃止が可能な時期にアセスを開始し、住民参加が求められる。	書8-44 書15-71 書17-82

5 (2) 上位計画における環境配慮に関する意見

区分	意見概要	意見(番号、頁)
5-2 上位計画の 制度化	① 開発計画、公共事業の基本構想、基本計画の段階で環境配慮、計画アセスメント、代替案の検討を義務づける。	発3 発6-26 発13-38 書1-13 書6-37 書7-40、書12-66、書13-67、書20-87
	② 上位計画段階における環境影響評価制度については、本条例において或いは別に条例を制定して早期に制度化を図るべき。	書1-13
	③ 「府総合計画」等の上位計画に環境的視点を貫く手段が必要であり、環境面について府民の意見を聞くこと、人口予測・交通予測・生産量予測など大きな枠での環境予測を行うこと、計画事業化の際の環境配慮について明記すること。	発14-41 書8-45
	④ 計画アセスメントの実施はアセスメント法の範囲を越えるため、当面は府の行う公共事業から率先して実施すべきである。	書13-67
	⑤ 地域環境の改善・再生に向けて、戦略的にアセスメントを展開していく必要がある。そのため①計画アセスを導入すること、②その際目標とする地域環境像の実現に必要な開発事業の創出を誘導するものであること、③事業アセスにおいては、生態系の回復及びミチゲーションを視野に入れたものであること。 宿題として明記すること。	発5-22,23
	⑥ 計画策定時における環境配慮指針を早期に策定するとともに、指針の項目毎の環境配慮状況を第三者機関が審査し計画案公表時にあわせて公表する。	書20-88
5-3 住民参加	・上位計画の段階から住民が参加できる状況で検討することが必要。 ・「計画を中止する」ことが十分選択できる時期の環境影響評価、住民参加が必要。 ・基本計画の段階から、住民が情報を知り説明をうけ意見を言う機会が保障されるものにする。	発7-27 発14-43 発15-44,45

6 (1) 代替案に関する意見

区分	意見概要	意見(番号、頁)
6-1 方法書に記載	① 方法書の中に代替案検討を明記し、その過程を明らかにすること。 検討状況が客観的に検証できる検討データを公開すべき。	発7-28 書7-41 書12-66 書20-88
	② 代替案の環境に対する影響の評価も実施することを実施計画書に記載すること。 また、条例においてこれを明記すること。	書1-11 書12-66
6-2 準備書に記載	条例においては、「複数案の比較検討を行い、当該計画案に至った検討の経緯を準備書に記載する」と明記すべきである。	書1-11
6-3 代替案の内容	① 事業を実施しないことを含めた複数の代替案を策定する。	発14-43 発16-49 書1-11 書3-31 書13-67 書15-71
	② 「(当該措置を講ずるに至った) 検討の状況」を代替案と位置付ける。	書7-41
	③ 環境保全措置の複数案比較検討等の検討事項・内容を明らかにし、住民等の意見を聞く制度とすること。事業者が出来ないと言う場合は、住民や行政が逆に提案できる制度とすること。	発7-28 書8-45
6-4 その他	複数の代替案を環境や文化、経済等の様々な面からのメリット、デメリット比較を行い、計画の見直しや中止も含めた選択が行われる制度とすること。	発6-26

6 (2) 複合影響に関する意見

区分	意見概要	意見(番号、頁)
6-5 複合影響の制度 化	複数の事業が同時期に近接して実施される場合、先行する他の事業の後に近接して事業が実施される場合、及び事業の実施後将来他の事業の実施が予想される場合においては、環境に対する複合的な影響、ないしは累積的な影響についても予測評価することとし、その旨実施計画書及び準備書に記載すること。 また、条例においてこれを明記すべき。	書1-12 書7-42 書8-45
6-6 複合影響の 実施方法	① 複数の事業者が関与する場合の実実施計画書及び準備書の作成に関する手続き規定を設けるべき。 ② 複合影響の評価主体が不明確である。重大な影響を及ぼす予測結果がでた場合、もたれあいにならず、すべての構想を見直すことを明確にすべき。	書1-12 書12-66
6-7 複合事業の 範囲	① 複合影響、アクセス道路を含めた総合的な予測・評価が適切に行われるべき。 ② 2車線、5km以下の道路は対象外であるが、最終的に重合するものはアセスの対象とする。	発7-28 発16-49 書7-42

6 (3) 関連事業に関する意見

区分	意見概要	意見(番号、頁)
6-8 関連事業の制度 化	事業の実施に伴い関連事業が合わせて実施される場合には、当該関連事業も含めた環境への影響を予測・評価することとし、その旨実施計画書及び準備書に記載すること。 また、条例においてこれを明記すべき。	発7-28 書1-13 書7-42 書8-45 書12-66

7 (1) 住民参加の目的に関する意見

区分	意見概要	意見(番号、頁)
7-1 住民参加の 目的	① 環境基本条例が環境権を規定し、府の環境資源が府民全体の共通の資産であるとの認識に立ち、住民参加は環境権の具体的行使と位置づけた表現に改めるべき。	書20-87
	② 住民参加は良好で快適な環境を享受する府民の基本的な権利をまもり、権利の侵害を排除することにある。	書8-45
	③ 住民参加の目的に「事業により環境影響を受ける住民の理解と納得を得る必要がある」ことを記述すべき。	発7-28 発15-44
	④ 良好で快適な環境を享受する基本的権利を有する府民が環境審査から排除されてはならない。環境審査の判断に至る過程での「判断決定参加」は当然保証されるべき。	書7-41

7 (2) 住民参加に関する意見

区分	意見概要	意見(番号、頁)
7-2 住民参加の 充実	① 公聴会や住民説明会の民主的な運営、住民からの意見に回答して討議をつくす仕組みを取り入れる等と、計画から事後の措置まですべての段階で実質的な住民参加を進展させる制度とすること。	発8-29 発16-49 書8-45
	② 行政の意志決定の過程で住民参加手続きが保証されるよう方法を明確にすべき。	発6-26
	③ 住民参加を保障するため、参加しやすくわかりやすい制度とすること。	書20-87
7-3 地域の限定	① 実施計画書への意見の提出及び閲覧の主体については、条例上も「何人も」と明記すべき。	書1-14 書10-59
	② 住民参加について地域限定して始めから終わりまで意思決定に参加させ（事後の監視体制にも参加させる必要がある）地元住民手続きを生命線とすべきである。	発16-48
	③ 住民意見の目的は、関係地域の住民が生活者としての経験に基づき事業者の把握できない環境情報を提供すること、環境影響評価によって住民の生活環境を守ることにありと考えられるので、関係地域以外の住民に意見書の提出を求める必要はない。	書16-78
7-4 縦覧	① 縦覧について、場所、時間等の標準的事項を再検討し、できる限り条例上で定め、その作成過程において住民意見を反映させるべき。	発16-49 書1-14
	② 影響を受ける住民に新聞、テレビなどに発表し周知徹底すべき。いつでもどこからでも分かるようにインターネットを活用すべき。	発13-38 書6-38
7-5 住民意見	毎日役所に行って、開発の計画をチェックするなど不可能。住民が意見をまとめるのに十分な時間が必要。縦覧期間は $\left(\begin{matrix} 3 \\ 6 \end{matrix} \right)$ ヶ月以上等	発13-38 書6-38 書18-85

7-6 説明会	①	事業者の説明責任を明記すべきである。	書19-86
	②	事業者は事業内容について、住民が納得できるまで十分説明する。そのため、公式の説明会のみでなく個別の説明会を地域ごとにきめ細かく実施する。 質疑応答は文書で行い、これを公開する。	書7-42
	③	説明会の進行役は府環境局が行う。	書7-42
7-7 方法書説明会等		実施計画書段階の住民参加として、説明会、公聴会を開催すべき。	発7-27 書1-14
7-8 事業者見解書	①	住民意見書及び公聴会における住民意見に対して、事業者は見解書、弁明書を作成して意見をどのように反映させたかについて応答する 手続とすべき。見解を示さない場合は手続をストップすべき。	発8-29 書1-14 書7-42 書12-66
	②	住民が事業者見解に納得できない場合、情報公開条例における審査会のような第3者機関に異議申立てと、審査を要求できる制度とするべき。	書20-88
7-9 公聴会	①	調査担当者や審査委員も含め時間をかけた議論を行う場として調査事象ごとの公聴会をできるだけ早い時期から開催すべき。	発3-17
	②	現行の住民意見の聴取方法は実務的・形式的である。公聴会は質疑応答形式とする。出された意見に対して、委員会が（文書で）回答する。	書7-42 発5-23 発15-45
	③	公聴会であれば事業者の負担を加重するものではない。知事は公聴会の日時、場所を事業者に通知して、出席を求めるものとし、知事の要請義務は（条例に）明記すべき。	書1-15
7-10 調査への参加	①	アセスの事例の環境調査は自治会や住民参加の上で行うこと。	書15-71
	②	地域住民のアセスメント請求権と調査権を盛り込むなど環境アセスメント制度の中にいかに主体的な住民参加を確保するかを基本に据えた審議を行う。	発5-23 発14-43 書8-46 書15-71
7-11 知事意見		知事意見をできるだけ早期にまとめ、事業者への意見と同時に住民意見を求めること。また、知事意見案に対しても、異議申立てと、審査を要求できる制度とすること。	書20-89
7-12 不服申立		「住民が納得できない場合」に住民が不服申立をできる制度にすべき。	発7-28
7-13 評価書		評価書に対しても知事意見の作成とそれに必要な専門委員会の意見反映、住民意見書の提出を可能とさせる。	書7-42
7-14 住民への支援		住民が「専門家を擁する」事業者と対等に意見交換と討議を行うために、専門家の協力に対する保障等「住民の専門的な意見」作成を支援する制度とすること。	書8-46
7-15 その他	①	複数事業の選択等で住民参加が求められる。	書7-42
	②	実施計画書への意見などは、調査の実施前に公表されるよう規定を設けるべきである。	書20-88

7 (3) 情報公開に関する意見

区分	意見概要	意見(番号、頁)
7-16 情報公開の目的	情報公開の目的についても、「生活の向上をめざす基礎的な条件であり」「情報は、本来は府民のものであり」「府民の生活と人権を守り、豊かな地域社会の形成に役立てるべきものである」こと、この精神のもとに「公開を原則」とすることを明記すること。	発14-41 発15-45 書8-45
7-17 事業者情報	① 全ての関係資料について縦覧の対象とすべき。これが困難としても条例上で公開を明記し、情報公開条例による公開を保証すべき。基礎資料について、府が事業者から原資料を提出させるようにし、原則として準備書等とともに縦覧に供すべき。予測・評価の根拠となる現地調査データや手法係数、地域環境全体への影響を示すすべてのものを公開すべき。それら情報の確保保存・管理・迅速な検索のための体制確立を明記すること。	発9-31 発13-39 発15-45 書1-16、17 書7-42 書8-46 書14-68
	② 事業（特に公共事業）の必要性について、住民に対して明らかにされるべきである。	発6-26
	③ 情報公開を実質化するため、アセス関連資料を評価項目ごとに特定する。	書7-42
	④ 事業者がコンサルタント等を使用した場合は、その社名のみならず、担当個人名まで公開すべきである。	書1-16
	⑤ 準備書や評価書は普通一般人が平均的な能力で理解できるものとするために、出来るだけ可視化したものとする、または概要版を作成するなどの工夫をすべき。	発8-29 発16-48
7-18 府情報	① 住民の要求に応じてBGデータを公表し、住民が関連事業を含めた地域の総合的な環境評価ができるようにすること。	書7-42 書8-45
	② 府下の環境情報について、調査、収集につとめ充実させるべき。環境情報を住民に提供できるようにすべきである。	書1-16、18
	③ 府は自ら把握している各地域の環境情報について余すことなく公開すべき。地図情報等によって分かりやすく提示すべき。地域レベルの環境指標を構築していく必要がある。	発5-24
7-19 公開期間	縦覧に供した文書については、縦覧期間を経過した後も公開とすべき。	書1-16
7-20 早期の情報公開	府民が縦覧でき意見を述べる期間は1ヶ月しか与えられていない。早い段階から調査が行われているので、早い段階から公開とすべき。	発3-17

8 環境影響評価委員会に関する意見

区分	意見概要	意見(番号、頁)
8-1 委員会の重視	① アセスメント実施のあらゆる段階で委員会の権限を強化すべき。技術指針に定める調査・予測等の方法等に委員会の権限を強化すべき。	発6-26 書8-46
	② スクリーニング、実施計画書、準備書、評価書等の各段階において知事は委員会意見を求めてこれを尊重するものとし、条例上の知事の決定事項(関係地域など)については委員会の意見を聴くものとする。	書1-18 書8-46
8-2 委員の構成	① 住民や環境(自然)保護団体、環境NGO(自然系・公害系・都市アメニティ系・リサイクル系等の様々な分野の会)の推薦する専門家、または住民代表を委員に含むようにし、評価に住民の声を反映すべきである。	発5-25 発6-26 書1-18 書6-37 書7-42 書8-46 書13-67
	② 委員は環境保全について十分な学識や経験を持つ学者、技術者、弁護士、その他の専門家等から構成されるべきであり、その選任方法を明確にし、透明化すべきである。	書1-18、19
8-3 委員会の権限	① 関係当事者に対してその有する資料の提出、必要な調査をするための権限は最低限規定する必要がある。	書1-19
	② 知事は事後調査報告書の写しを環境影響評価委員会に提出し、その意見を求める	書1-19
	③ 環境影響評価委員会は知事に対し、事業者に対する追加の事後調査を求め、また自ら委員を派遣して調査することができる。	発14 書1-20
	④ 独自の調査、審査スタッフを持ち、拘束力をもつよう行政から独立した事務局を持つ委員会とすべき。	書2-23 書12-66 書14-68
	⑤ 意見陳述の機会を最大限もうけ、傍聴席も設けた開かれた制度とすべき。委員は住民の質問、疑問点に回答することを要望する。	発13-39 書18-84 書19-86
	⑥ 委員会審議会の原則公開と委員会の第三者性を明記し、評価委員会への住民の信頼を確立すること。 検討に供された資料、議事録等は公開すべき。 その運営は自主性を堅持し、答申の作成などは委員自らが行う。	発14 発15-45 書1-18 書2-23 書7-42 書8-46 書14-68 書15-71 書18-85 書19-86

9 (1) 環境監視に関する意見

区分	意見概要	意見(番号、頁)
9-1 監視の制度化	事業実施後の環境監視（モニタリング）の実施、事後調査報告書の提出に関する手続きを条例で義務づける。	発2-16 発6-26 書1-19 書8-44 書14-68 書15-71
9-2 結果の公開	事後調査結果については、事業者は知事に対して報告書を提出し、知事はこれを公告・縦覧すべき。 また、わかりやすくまとめ、インターネット、環境白書等で公表すべき。	発8-29 書1-19 書20-88
9-3 意見の申立	事後調査の結果、環境に与える影響が予測評価書と著しく異なる、あるいは事後調査報告書の内容が事実と異なると認める者は、その意見を知事に対して書面で申し出ることができる。	書1-14,19
9-4 監視の主体	① 公害監視センターが対象事業の環境監視を行う。	書7-41
	② 環境監視の実施主体には第三者機関が必要。	書17-82
	③ 原因が特定できない広域的な項目については、環境部局が環境行政の一環として、必要に応じ実施すべき。(事業者の責任の範囲を越えた過度な負担を強いる可能性があること等から)	書4-35
9-5 環境監視の方法	事後調査は、宅地開発、土地区画整理事業については、事業完成時に簡易な調査で可とし、それ以降の調査、報告の要請の制度は廃止を含めて抜本的に見直す。	書16-79

9 (2) 事後の調査に関する意見

区分	意見概要	意見(番号、頁)
9-6 追加調査	知事は、事後調査報告書を検討した結果必要と認められる場合には、事業者に対し、事業の実施状況について追加の調査及び報告を命じ、また自ら実態の調査をすることができる。環境影響評価委員会は知事に対し、事業者に対する追加調査を求め、また自ら委員を派遣して調査することができる。	書1-20
9-7 立入検査	府の立入検査権限を明記すること。	書20-88

9 (3) 実効性の確保のための措置に関する意見

区分	意見概要	意見(番号、頁)
9-8 措置の制度化	① 評価書記載の環境保全対策、環境監視結果の結果必要となった環境保全対策が実施されていない場合には、事業者に対し必要な措置を勧告するものとする。勧告に従わないときは①事業者の公表、②府が許認可権限を有するとき、事業の中止を含む是正措置、③有しないときは是正措置の要請の諸手段を制度化すべき。	書1-21
	② 調査の結果、環境への影響が著しい場合は、事業者に措置を講じるよう勧告、または事業の停止等の措置がとれる制度とすべき。	発6-26 書2-23 書7-41 書8-46 書15-71 書19-86
	③ 供用後環境監視を実施し、予測値を超えるときは、例えば自動車公害に対応する流入規制、交通規制等を制度に組み入れるべき。	発13-39 書8-46
9-9 許認可時の措置	① 事業の許認可処分について、環境影響評価の結果を反映していないことあるいは環境影響評価手続の違反等を理由とする住民の不服申立制度を規定すべき。	書1-22
	② 環境情報を考慮せずに計画許可を承諾してはならない。環境保護のための条件を付すこと。事業の実施を認めない決定も下すことができるものとする。	発6-26

10(1) 国制度との関係に関する意見

区分	意見概要	意見(番号、頁)
10-1 知事意見	① 法の知事意見においては、住民参加、情報提供の手続を設けるべき	書1-7 書20-89
	② 国対象事業については、知事意見が求められる等知事の役割が大きくなっている。知事意見の形成にあたっては評価委員会・市町村・住民等の意見を聞く仕組みを制度化すること。	書8-46
10-2 円滑な実施	地域の環境の状況を踏まえた知事意見の提出等を通じて適切・円滑なアセスメントの実施を国に働きかけるべき。	発10-32

10(2) 市制度との関係に関する意見

区分	意見概要	意見(番号、頁)
10-3 手続の重複	手続きの重複により行政及び事業者等が業務の負担増加を招かないよう、関係者間の調整を図るべき。	発10-32

10(3) 手続の再実施に関する意見

区分	意見概要	意見(番号、頁)
10-4 再実施の 制度化	① 5年経過したものや内容に大きな変更が生じた事業は、アセスの全部または一部の再実施を命じる。	発2-16 発7-28 書1-21 書7-42 書17-82
	② 時のアセスの明確化が必要。大規模な土木事業は時間が経つと当初の政策的な意味が変化したり、失われたりするので、10年単位で、事業が完了していない場合は再度アセスをやり直す事を義務づける必要がある。	書6-37
10-5 住民参加	手続きの再実施を住民が請求でき、再実施の協議に住民が参加できることを制度に取り入れるべき。	発7-28 書8-46
10-6 未着手事業	現要綱の施行以前に決定された都市計画道路が、環境アセスメントなしに建設されるのは不合理。新しい制度ではこのようなことにならぬようにすべき。	書15-70

10(4) 環境影響評価を支える基盤整備に関する意見

区分	意見概要	意見(番号、頁)
10-7 基盤整備	① 環境情報センターを設置して行政や事業者、住民等が保有する環境アセス・環境情報の資料を一元的に収集、公開、提供及び活用する。	書7-42
	② 行政の保有する情報、住民が保有する地域の環境情報等を効率に収集、利用できる仕組みを整備することが重要。	発10-33
10-8 住民の支援	① 住民自身がアセス制度について知り、ふだんから専門家等の協力を得ながら地域環境について調査し、地域環境の在り方について意見交流するような機会が必要である。	発5-24 発14
	② 住民主体の調査を誘発するような研修・交流事業、またそのような調査を実施しようとする地域組織への支援(情報提供他資金助成、専門家の派遣等)を行うことを提案する。	発5-24
10-9 情報の所有権	事業者の費用によって得られた調査データ等については、できる限り公開に協力する所存であるが、事業者が有する有価情報資産であることに鑑み、情報の提供については慎重に対応していただきたい。	発10-33

全般的事項に関する意見

区分	意見概要	意見(番号、頁)
11-1 アセスの 実施主体	① 事業者と審査する者が同じ府知事ということでは、適正な評価が期待できない。第三者機関による評価が必要不可欠。	発3-17 発6-26
	② アセスの主体は事業者だけでなく、環境を司る部局が行うべき。	書14-68
	③ 調査と環境影響評価の客観性を保つ措置を具体化する必要がある。費用は事業者、調査・評価業務の実施は、第三者機関に任せる必要がある。	書6-37
11-2 事業廃止の制度	問題の解決のためには、大型公共事業を根本から断ち切る環境アセスメント法以前の別の法的枠組みが必要となる。	書7-42
11-3 経過措置	現在計画中の事業にも経過措置として対応できるように配慮すべき。	発6-26
11-4 ① 手続の効率化	この制度による恩恵は府民全体が享受するものであることから、環境影響評価に伴う費用については、事業者だけに負担させるのではなく、府民全体で負担することも検討すべき。	書4-35
	② ・手続等簡素化、効率化、合理化を行い、期間の短縮、費用の削減を図るべき。 ・条例において標準事務処理期間を明記すること。 ・対象事業、規模の選定及び現行制度の不具合の有無、改善の余地、方策を検討するなど、効率的なアセスが実施できる制度としていただきたい。 ・対象事業の増加が予想されるので、事業内容を踏まえた適切な指導をお願いしたい。	発10-32,33 書16-73,75 77
	③ 制度運用の実態を常時把握し、運用の合理化・効率化、事務処理の迅速化などを実現するため、国、地方自治体、開発事業者などを構成員とする協議会を設置する。	書16-80
11-5 環境監査	公共事業の実施に当たって、適正な環境配慮が行われるよう環境監査の制度化も必要。 環境オンブズマン制度の創設を検討すること。	発6-26 書8-46
11-6 審議会への 注文	① 国対象事業への早期段階からの知事と住民の関与のあり方を含めて、地方自治確立をめざしたより積極的な立場からの審議を期待する。	発14-43
	② 中間まとめの文言は、望ましい、適当である、重要である、必要がある、努める、努めることが望まれる、考えられる、等々府民には理解しがたいあいまいなくくり表現が多い。委員会としての意思を明確にすべきである。	書8-46
11-7 きめ細かい アセス	日常生活に十分配慮したきめ細かい誠実なアセスメントが行われることを求める。	発8-29 発11、発17-51 書2-23
11-8 その他	① 国制度を越える、より積極的な環境影響評価の実施に取り組むこと。 環境影響評価制度の目的を運用面に充分生かすことが必要	書8-46 書17-83
	② 市民からの意見の聴取は、今回かぎりではなく、細則の案を公表しその段階でも行うべきである。	書6-38

2 府要綱の概要

(1) 制度の制定及び充実の経緯

- ・昭和59年2月 大阪府環境影響評価要綱制定
- ・平成2年4月 要綱改正（レクリエーション施設、陸上ヘリポートを追加）
- ・平成5年4月 技術指針改正（廃棄物に関する計画の記載を追加）
- ・平成8年6月 要綱改正（電気事業法改正による中規模発電施設を対象）

手続の実績 平成9年11月末現在で関西国際空港の建設事業等49件の案件を審査

大阪府	国
昭和59年2月 大阪府環境影響評価要綱の制定	昭和59年8月 国要綱の閣議決定
平成5年12月 環境保全条例のあり方について（答申）	平成5年11月 環境基本法制定 平成5年11月 行政手続法制定
平成6年3月 環境基本条例制定	平成6年12月 環境基本計画策定
平成7年3月 大阪府行政手続条例制定	
平成8年3月 大阪府環境総合計画策定	平成9年6月 環境影響評価法制定

(2) 対象事業

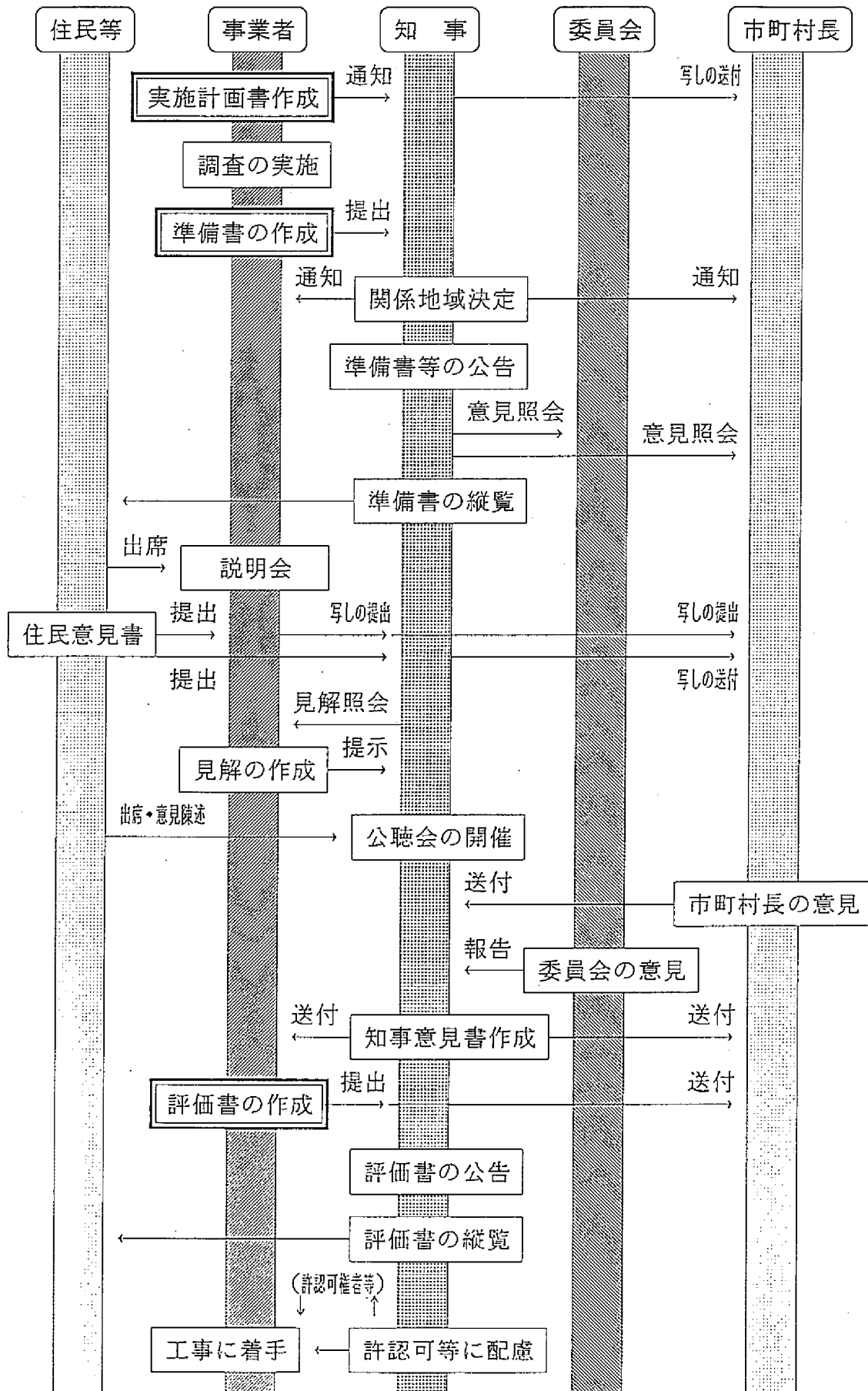
事業の種類		規模
1	道路の建設 高自動車道、自動車専用道路 その他の道路	全事業 4車線 5 km以上
2	ダム建設	湛水面積 100 ha以上
3	鉄道又は軌道の建設 ・新幹線 ・在来線, モノレール	区間の長さ 3 km以上 "
4	飛行場の建設 ・飛行場 ・ヘリポート	全事業 "
5	発電所の建設	水力(軸3万kW以上), 原子力(軽核)
6	公有水面の埋立て ・公有水面の埋立	面積 50 ha以上
7	土地区画整理事業	面積 100 ha以上
8	新住宅市街地開発事業	面積 100 ha以上
9	工業団地の造成	面積 50 ha以上
10	新都市基盤整備事業	面積 100 ha以上
11	流通業務団地造成事業	面積 50 ha以上
12	工場又は事業場の建設 (火力発電所を含む)	平均排水量 10,000 m ³ /日以上 又は 最大排水ガス量 40,000 Nm ³ /時以上
13	宅地の造成又は住宅団地の建設	面積 100 ha以上
14	廃棄物処理施設の建設 ごみ処理施設処理能力 し尿処理施設処理能力 産業廃棄物処理施設 最終処分場	200 t /日以上 100 kl /日以上 平均排水量 10,000 m ³ /日以上 又は 最大排水ガス量 40,000 Nm ³ /時以上 面積 10 ha以上(海域埋め立ては面積50ha以上)
15	下水道終末処理場の建設	計画処理人口 10万人以上
16	土石又は砂利の採取	掘採面積 20 ha以上
17	レクリエーション施設の建設	面積 50 ha以上
18	前各項に定めるもののほか、これらと同程度に環境に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が認めた事業	

(3)評価項目

環境影響評価の対象とする項目は、環境基本法（平成5年法律第91号）に定める公害のほか、日照阻害などの生活環境、動物、植物等の自然環境、文化財などの歴史的文化的環境に関するものとしている。

生活環境	公害に係るもの	大気汚染、水質汚濁、底質汚濁、 騒音、振動、低周波空気振動、 悪臭、地盤沈下、土壌汚染
	日照阻害、電波障害	
自然環境	気象、地象、水象、動物、植物、レクリエーション、 自然景観	
歴史的文化的環境	歴史的・文化的景観、文化財	

(4) 手続フロー



3 府要綱に基づく実施事例

対象事業の種類	案件数	内 訳			
		本 則 適 用 の 例		都 市 計 画 事 業 の 例	
1 道路の建設	16件	・一般国道308号バイパス (S62)	1件	・箕面鶴鶴(枚柿、高槻) (H 6) ・御堂筋線(箕面市) (H 6) ・大和川線(柿、高槻) (H 7) ・淀川左岸線(2期) (H 7)	15件
2 ダムの建設					
3 鉄道又は軌道の建設	7			・枚柿高槻線第1号線跡 (H 3) ・国鉄松原線モノレール (H 7)	7
4 飛行場の建設	2	・関西国際空港 (S61) ・舞洲ヘリポート (H 8)	2		
5 発電所の建設	1	・関西電力南港発電所 (S59)	1		
6 公有水面の埋立て	2	・南大阪湾岸整備事業 (S61) ・大阪港南港(北地区)埋立 (S62)	2		
7 土地区画整理事業	4			・此花西部臨海地区 (H 7) ・水と緑の健康都市 (H 7)	4
8 新住宅市街地開発事業	2			・和泉中央丘陵 (S59) ・阪南丘陵 (S63)	2
9 工業団地の造成					
10 新都市基盤整備事業					
11 流通業務団地造成事業					
12 工場又は事業場の建設 (火力発電所を含む)	3	・みくろくろく 地域冷暖房 (H 2) ・興亜石油(株)枚柿製油工場 (H 8) ・中山共同発電電機工場 (H 9)	3		
13 秘の誠又並行の設					
14 廃棄物処理施設の建設	5	・枚柿広域処理場構築 (S60) ・枚柿 西淀清掃工場建替 (H 3)	2	・箕面市第2清掃工場 (S62) ・ごみ焼却場舞洲工場 (H 9) ・下水道舞洲スラッジセンター (H 9)	3
15 下水道終末処理場の建設	4			・豊川浦高槻下水処理場建設センター (H 8)	4
16 土石又は砂利の採取	1	・随伴開発に際し 土砂採取 (S61)	1		
17 リクリエーション施設の建設	1	・舞洲ポーツランド 計画 (H 5)	1		
18 その他	1	・安威川総合開発事業 (H 8)	1		
合 計	49件		14件		35件

4 関係条例等の抜粋

(1) 環境保全条例のあり方について（答申）の抜粋

大阪府公害対策審議会（平成5年12月20日）

環境影響評価

- 府の環境影響評価制度は、昭和58年の公害対策審議会の答申に基づき、昭和59年4月に制定された大阪府環境影響評価要綱に基づき実施されており、府域の環境保全に一定の成果を挙げるとともに、制度として定着をみている。
- しかしながら、環境政策を総合的に推進し、環境配慮のシステムを確立するという観点から、環境影響評価を実施する根拠を条例に位置付けることが是非必要である。
- また、早い段階での環境影響評価、情報の公開や住民参加のあり方、環境影響評価委員会の重視、さらには監視を含めた事後の措置、計画段階での環境影響評価、代替案の検討を含めた総合的な環境影響評価などについて、手続面・制度面からも検討していくことが必要である。
- なお、環境影響評価制度の条例化については、人口・資源・エネルギーの問題や生産活動、都市計画のあり方を含め、長期的な大阪の発展について府民のコンセンサスを得るのように得ていくのかといった全般的な問題から、専門技術的な問題まで、多くの課題を抱えているが、条例化に向けて検討を進めていくことが必要である。

(2) 大阪府環境基本条例（平成6年3月23日大阪府条例第5号）の抜粋

（環境影響評価の実施のための措置）

- 第11条 府は、土地の形状の変更、工作物の設置等の事業を行う事業者が、その事業の実施に伴う環境への影響についてあらかじめ適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正な配慮を行うようにするため、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 知事は、豊かな環境の保全及び創造を図る見地から必要があると認めるときは、前項の事業者に対して必要な指導又は助言を行うことができる。

(3) 大阪府行政手続条例（平成7年3月17日大阪府条例第2号）の抜粋

（目的等）

第1条 この条例は、条例等に基づく処分及び届出並びに府の機関が行う行政指導に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が府民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって府民の権利利益の保護に資することを目的とする。

(4) 大阪府環境総合計画（平成8年3月26日）の抜粋

環境影響評価制度については、公害対策審議会の答申（平成5年12月）等に基づき、複数の事業の実施に伴う環境への影響を総合的に評価する技術的手法や早い段階での環境影響評価、情報の公開や住民参加のあり方、監視を含めた事後の措置、計画段階での環境影響評価、代替案の検討を含めた総合的な環境影響評価などの課題について、国内外における事例や国の動向を見ながら、条例化に向けて、手続面・制度面からの検討を進める。

(5) 環境影響評価法（平成9年6月13日法律第81号）の抜粋

（条例との関係）

第60条 この法律の規定は、地方公共団体が次に掲げる事項に関し条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

- 一 第二種事業及び対象事業以外の事業に係る環境影響評価その他の手続に関する事項
- 二 第二種事業又は対象事業に係る環境影響評価についての当該地方公共団体における手続に関する事項

（この法律の規定に反しないものに限る。）

（地方公共団体の施策におけるこの法律の趣旨の尊重）

第61条 地方公共団体は、当該地域の環境に影響を及ぼす事業について環境影響評価に関し必要な施策を講ずる場合においては、この法律の趣旨を尊重して行うものとする。

5 環境影響評価法の概要

(1) 対象事業

道路、ダム、鉄道、飛行場、発電所等規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれがあり、かつ、国が実施し、又は許認可等を行う事業

①「第一種事業」＝必ず環境影響評価を行わしめる一定規模以上の事業

②「第二種事業」＝第一種事業に準ずる規模を有し、環境影響評価を行うかどうかを個別に判定する事業

(2) 環境影響評価の手続

①第二種事業についての判定

第二種事業については、当該事業の許認可等を行う行政機関が、都道府県知事に意見を聞いて、事業内容、地域特性に応じて環境影響評価を行わしめるかどうかの判定を行う。

②環境影響評価方法書の手続

対象事業を実施しようとする者（事業者）は、環境影響評価の項目及び調査等の手法について環境影響評価方法書を作成して、都道府県知事・市町村長・住民等の意見を聞き、具体的な環境影響評価の方法を定める。

③環境影響評価準備書の手続

事業者は、事業の実施前に、環境影響の調査、予測及び評価並びに環境保全対策の検討を行って環境影響評価準備書を作成し、都道府県知事・市町村長・住民等の環境保全上の意見を聞く。

④環境影響評価書の手続

事業者は、③を踏まえて、環境影響評価書を作成する。

環境影響評価書について、環境庁長官は、必要に応じ許認可等を行う行政機関に対し環境の保全上の意見を提出し、許認可等を行う行政機関は、当該意見を踏まえて、事業者に環境保全上の意見を提出する。

事業者は、これらの意見を踏まえて、環境影響評価書を補正する。

(3) 準備書・評価書等の内容（現行制度との主たる相違点）

調査等の対象となる環境は、環境基本法の環境一般（公害の防止等に限定しない）

環境保全対策の検討経過、事業着手後の調査等を準備書等の記載事項とする。

(4) 許認可等における環境保全の審査

許認可等を行う行政機関は、対象事業の許認可等の審査に当たり、環境影響評価書に基づき、対象事業が環境保全に適正に配慮されているかどうかの審査を行う。

(5) その他

発電所については、この法律に定めるほか電気事業法に特例を設ける。

(6) 対象事業種一覧

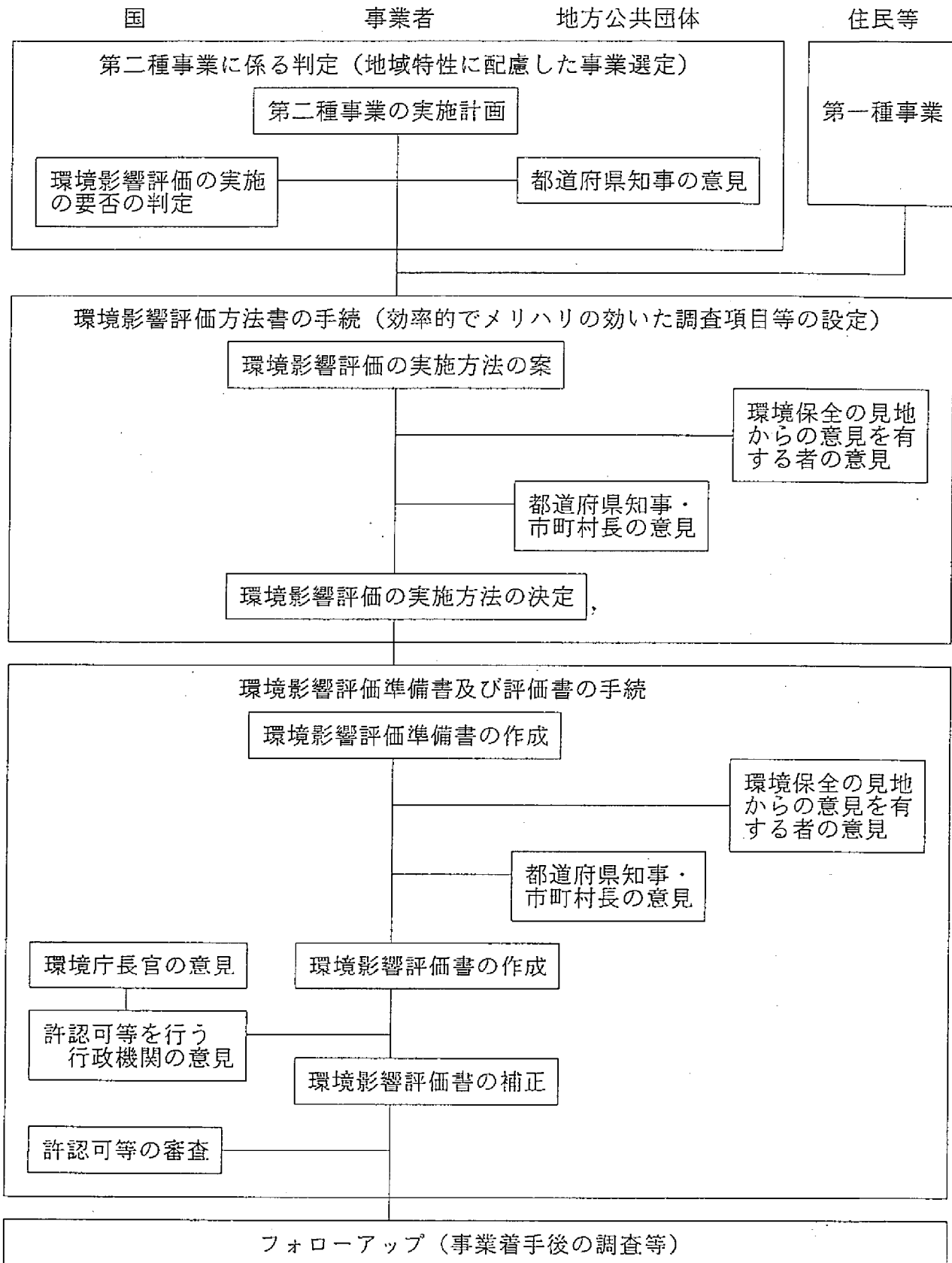
以下の事業種から政令で具体的に規模等を規定

- イ 高速道路等の道路
- ロ ダム、堰等の河川工事
- ハ 鉄道
- ニ 飛行場
- ホ 発電所
- ヘ 廃棄物最終処分場
- ト 埋立及び干拓
- チ 土地区画整理事業
- リ 新住宅市街地開発事業
- ヌ 首都圏近郊整備地帯等整備法及び近畿圏近郊整備区域等整備法に規定する工業団地造成事業
- ル 新都市基盤整備事業
- ヲ 流通業務団地造成事業
- ワ 上記に準ずるものとして政令で定める事業

上記の他、個別事業についての環境影響評価とは別に、港湾計画につき環境影響評価を行う。

※現行閣議決定要綱に発電所（法律レベル）、大規模林道及び在来線鉄道（政令レベル）を追加することとなる。

(7) 環境影響評価法の手続フロー



6 環境影響評価制度の制定状況

(平成9年11月末現在)

公布年	国	都道府県	政令市	市町村等
S. 48	建築法、公有財産管理法 一部改正	福岡		
51			福岡	
52	発電所の立地に関する環境影響評価及び環境審査の強化について (通産省議決定)			
53	建設省所管事業に係る環境影響評価に関する当面の措置方針について (建設事務次官通達)	福岡、岡山	(神戸)	
54	整備五新幹線に関する環境影響評価の実施について (運輸大臣通達)	(兵庫)	名古屋	尼崎市
55		長崎、 熊本 (熊本)、千葉	(横浜)	
56		(埼玉)、滋賀		八尾市
57		広島		
58		茨城、香川		
59	環境影響評価の実施について閣議決定 (閣議アセス) その後、昭和62年までに指針等を 順次策定	長野、大阪		
61		愛知		
62			北九州	
H. 1		高知、京都		
2		山口、富山、山梨、 鹿児島		
3		栃木、新潟、群馬、 島根、福島、愛媛 鳥取、山形		高槻市 奈良市
4		宮崎、和歌山、静岡 徳島、沖縄、福井	千葉	逗子市 茨城県
5		宮城	京都	
6		秋田、三重、 埼玉		
7		岐阜、石川	広島、横浜 大阪	港区(東京都)
8		青森		
9	環境影響評価法	兵庫、神奈川	神戸	箕面市

注) 1 ~~斜線~~は法、条例による制度、その他は要綱等による行政指導
 2 未制定の都道府県は、岩手、奈良、佐賀、熊本、大分、政令市は、札幌、仙台、福岡
 3 ()は現制度制定前の制度を示す。



7 諮問文

環境第146号

平成9年6月20日



大阪府環境審議会

会長 矢吹 萬壽 殿

大阪府知事 山田



環境影響評価制度の在り方について（諮問）

標記について、貴審議会の意見を求めます。

（諮問理由）

環境影響評価は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業の実施に先立って、その影響を調査・予測・評価し、適正な配慮を行うためのものであり、環境の保全と創造を図るうえで重要かつ有効な手段であります。

本府においては、昭和59年2月に要綱を制定し、府域の環境保全に一定の成果をあげるとともに、制度として定着をみているところであります。

さらに、環境政策を総合的に推進し、環境配慮システムを確立するため、平成5年12月の公害対策審議会の答申に基づき、環境基本条例に環境影響評価を実施する根拠を位置付けたところであります。

しかしながら、同答申においては、同時に環境影響評価制度そのものを手続面・制度面から検討していくことが必要との指摘がなされております。

また、国においては、このたび環境影響評価法が制定され、これに伴う本府制度の速やかな対応も必要となってきております。

これらのことから、本府の環境影響評価制度について、条例化も含め、早い段階での環境影響評価、情報の公開や住民参加の在り方等、その在り方について御審議をお願いするものであります。

8 大阪府環境審議会委員名簿

平成9年12月18日現在

(五十音順・敬称略)

(1) 学識経験のある者

会 長	矢 吹 萬 壽	(大阪府立大学名誉教授 [環境調節工学])
会長代理	中 馬 一 郎	(大阪大学名誉教授 [生理学])
	芦 田 忠 治	(日本労働組合総連合会大阪府連合会副会長)
	石 川 忠	(大阪府中小企業団体中央会会長)
	池 田 敏 雄	(関西大学教授 [行政法])
	池 田 有 光	(大阪府立大学教授 [環境工学])
	井 田 和 子	(大阪女子大学助教授 [植物生理生態学])
	國 則 登 代	(大阪女子大学教授 [生化学])
	近 藤 雅 臣	(大阪大学名誉教授 [衛生化学])
	齊 藤 行 巨	(毎日新聞大阪本社経済部長)
	澤 田 和 之	(大阪府農業会議副会長)
	鈴 木 善 次	(大阪教育大学教授 [環境科学教育])
	高 尾 元 久	(産業経済新聞編集局社会部長) (H9.7.1から)
	高 月 紘	(京都大学教授 [衛生工学])
	田 中 忠 明	(大阪府漁業協同組合連合会代表理事会長)
	坪 井 珍 彦	(社団法人大阪府工業協会副会長)
	中 澤 禮次郎	(読売新聞大阪本社編集局科学部長)
	中 村 浩	(大谷女子大学教授 [日本史学])
	難 波 精一郎	(宝塚造形芸術大学教授 [音響心理学])
	前 田 英 昭	(大阪府立大学経済学部長 [経営科学])
	政 井 孝 道	(朝日新聞論説副主幹)
	又 野 淳 子	(財団法人日本野鳥の会大阪支部会員)
	萬 金 映 子	(消費生活コンサルタント)
	宮 前 保 子	(株式会社スペースビジョン研究所代表取締役 [造園・環境デザイン])
	山 口 百合子	(日本労働組合総連合会大阪府連合会女性委員会副委員長)
	山 村 万里子	(社団法人大阪府薬剤師会理事)
	若 林 明	(社団法人大阪府医師会副会長)
	若 林 正 伸	(大阪弁護士会所属弁護士)

(2) 府議会議員

川 合 通 夫	(自由民主党)
皇 成 章	(自由民主党)
東 武	(自由民主党)
三 宅 史 明	(公 明)
池 田 作 郎	(公 明)
東 田 保	(民主・社民・府民連合)
富 田 健 治	(新進・府民クラブ) (H9. 8. 19から)
小 林 徳 子	(日本共産党)

(3) 市町村長

磯 村 隆 文	(大阪市長)
原 昇	(岸和田市長)
林 實	(豊中市長)
喜 多 洋 三	(守口市長)
寺 田 為 三	(高石市長)
堀 端 宏	(藤井寺市長)
清 水 行 雄	(東大阪市長)
南 殿 利 正	(豊能町長)

(4) 関係地方行政機関の長

岩 本 健太郎	(近畿農政局長) (H9. 7. 7から)
横 川 浩	(近畿通商産業局長)
村 上 伸 夫	(近畿運輸局長)
門 司 剛 至	(第三港湾建設局長)
小 野 昭 生	(第五管区海上保安本部長) (H9. 10. 1から)
竹 村 公太郎	(近畿地方建設局長) (H9. 8. 1から)

[旧委員]

柳 原 正 志	(産業経済新聞編集局社会部長) (H9. 6. 30まで)
梅 川 喜久雄	(新進・府民クラブ) (H9. 8. 18まで)
川 口 將 志	(近畿農政局長) (H9. 7. 6まで)
鈴 木 光 男	(第五管区海上保安本部長) (H9. 9. 30まで)
脇 雅 史	(近畿地方建設局長) (H9. 7. 31まで)

9 大阪府環境審議会環境影響評価制度専門委員会委員名簿

(審議会の委員のうち、専門分野の学識経験者で構成)

委員長	近 藤 雅 臣	(大阪大学名誉教授 [衛生化学])
委員長代理	池 田 敏 雄	(関西大学教授 [行政法])
	池 田 有 光	(大阪府立大学教授 [環境工学])
	井 田 和 子	(大阪女子大学助教授 [植物生理生態学])
	國 則 登 代	(大阪女子大学教授 [生化学])
	鈴 木 善 次	(大阪教育大学教授 [環境科学教育])
	高 月 紘	(京都大学教授 [衛生工学])
	中 村 浩	(大谷女子大学教授 [日本史学])
	難 波 精一郎	(宝塚造形芸術大学教授 [音響心理学])
	前 田 英 昭	(大阪府立大学経済学部長 [経営科学])
	又 野 淳 子	(財団法人日本野鳥の会大阪支部会員)
	萬 金 映 子	(消費生活コンサルタント)
	宮 前 保 子	(株式会社スペースビジョン研究所代表取締役 [造園・環境デザイン])

10 大阪府環境審議会の開催状況

開催日	審議事項
平成9年6月20日	環境審議会 ・環境影響評価制度の在り方について（諮問）
平成9年7月7日	第1回環境影響評価制度専門委員会 ・環境影響評価制度の課題とその整理について
平成9年8月7日	第2回環境影響評価制度専門委員会 ・制度をとりまく状況について ・今後の制度の在り方について （基本的考え方、制度の目的等）
平成9年8月27日	第3回環境影響評価制度専門委員会 ・今後の制度の在り方について （事後の措置等） ・中間まとめ案について
平成9年9月11日	環境審議会 ・環境影響評価制度の在り方の中間まとめについて ・中間まとめの府民意見募集について
平成9年11月6日	環境審議会 ・府民の審議会での意見発表
平成9年11月20日	第4回環境影響評価制度専門委員会 ・府民意見について
平成9年12月4日	第5回環境影響評価制度専門委員会 ・専門委員会の報告について
平成9年12月18日	環境審議会 ・環境影響評価制度の在り方の答申について